

測量・建設コンサルタント業務等の総合点数の算定要領

平成 12 年 5 月 1 日 制 定

平成 13 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 測量・建設コンサルタント業務等の業種別格付基準に係る総合点数の算定は、この要領の定めるところによる。

(総合点数)

第 2 条 総合点数は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)への記載内容をもとに、次の算式によって計算した値とする

- (1) 業種別年間平均実績高点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表 1 の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。
- (2) 自己資本額点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100 を乗じて得た係数に応じ、別表 2 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 有資格者点数は、別表 3 の有資格者 (1) の欄に掲げる者の数に 5 を、同表の有資格者 (2) の欄に掲げる者の数に 2 をそれぞれ乗じて得た数値を合計した係数に応じ、別表 4 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (4) 営業年数点数は、別表 5 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (5) 地理的条件点数は、別表 6 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (6) 技術職員点数は、別表 7 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (7) 事務職員点数は、別表 8 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (8) 総合点数は、次の算式によって算出した値とする。

算式

$$A \times 3 + B + C \times 5 + D + E + F + G$$

この式において、A、B、C、D、E、F 及び G は、それぞれ次の値を表すものとする。

- A (1) による業種別年間平均実績高点数
B (2) による自己資本額点数
C (3) による有資格者点数
D (4) による営業年数点数
E (5) による地理的条件点数
F (6) による技術職員点数

G (7) による事務職員点数

別表 1

業種別年間平均実績高	点 数
20 億円以上	30
5 億円以上 20 億円未満	$25 + (X - 500) / 300$
2 億円以上 5 億円未満	$20 + (X - 200) / 60$
5 千万円以上 2 億円未満	$15 + (X - 50) / 30$
5 千万円未満	$5 + (X / 5)$

別表 2

自己資本額係数	点 数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

別表 3

業種区分	有資格者 (1)	有資格者 (2)
測量	測量士	測量士補
建築関係建設コンサルタント	一級建築士	二級建築士
土木関係建設コンサルタント	建設技術士	一級土木施工管理 技士
地質調査業務	地質調査技術士	地質調査技士
補償関係コンサルタント		不動産鑑定士 土地家屋調査士 補償業務管理士

別表 4

有資格者係数	点 数
110 以上	30
65 以上 110 未満	25
40 以上 65 未満	20
15 以上 40 未満	15
15 未満	10

別表 5

営業年数	点 数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

別表 6

本支店所在地	点 数
府中市・福山市	10
尾道市・三原市・御調町	6
広島市	5
その他県内	3
県外	2

別表 7

技術職員数	点 数
500 人以上	30
200 人以上 500 人未満	25
100 人未満 200 人未満	20
30 人以上 100 人未満	15
30 人未満	10

別表 8

事務職員数	点 数
100 人以上	10
50 人以上 100 人未満	7
20 人未満 50 人未満	5
5 人以上 20 人未満	3
5 人未満	2